

京都市選挙管理委員会告示第5号

平成25年7月21日執行予定の京都市議会議員中京区選挙区補欠選挙に係る選挙人名簿の登録について、被登録資格の基準となる日、登録を行う日及び縦覧に供する日は次のとおりです。

平成25年6月18日

京都市選挙管理委員会
委員長 國枝 克一郎

1 被登録資格の決定の基準となる日

平成25年7月11日

ただし、年齢については、平成25年7月21日

2 登録を行う日

平成25年7月11日

3 縦覧に供する日

平成25年7月12日

(選挙管理委員会事務局選挙課)